

グローバリゼーションとナショナル・アイデンティティ

—多文化主義社会におけるシティズンシップ—

金 田 耕 一

1. はじめに

IOM (国際移住機関) の推計によれば、国家間移住者 (出生国以外で1年以上居住する人) 総数は、1965年の7,500万人から2005年にはおよそ1億8,500万人から1億9,200万人に増加し、世界人口のおよそ3%を占めている。このような急激な人口移動の背景に、グローバリゼーションがあることは言うまでもない。グローバル・エコノミーがもたらした恩恵と悲慘が、生活の安定と向上を求めて故国を自発的、積極的に離れる人々と、それ以上に絶望と不安から仕方なく移住する多数の経済移民を生んだ。さらに、20世紀末の冷戦終結後にルワンダ、ユーゴスラビア、アフガニスタン、イラク等の破綻国家や無法国家で次々に生じた民族対立、苛烈な政治的抑圧の下、暴力と脅迫による強制的移住に追い込まれた大量の政治難民が生まれている (IOM, 2003)。

このような世界規模での大量の人口移動の結果、先進諸国の大都市や主要工業都市は、多かれ少なかれ複数のエスニック (民族) 集団を包摂する多民族社会になり、その傾向は一層加速している。それとともに、移民コミュニティとホスト社会との文化的摩擦、エスニック集団同士の対立、エスニシティを超えて成立する新しい家族やコミュニティの問題、そして移民コミュニティの社会統合など、従来の政治・社会理論が十分に研究することのなかった現象が見られるようになったのである。このような多様な側面をもつ複雑な現象を包

括的に表現する言葉として「多文化的」ないし「多文化主義的」(マルチカルチュラル) という言葉が頻繁に用いられるようになっていく。

本論は、多文化化現象とそれが生み出す諸問題をイギリスを例にとって検討し、また現代の規範的政治理論の応答について考察する。

2. 多文化主義の伝統？

アメリカやカナダのようなもともと移民によって建国された国家を別にすれば、イギリスはヨーロッパの他の先進諸国に先駆けて多文化化が進んだ国である。イギリス社会、特にロンドンが多文化多民族からなる空間であり、他の多くの国々と比較すれば、イギリス全体がきわめて多文化的社会であり、それに応じてさまざまな多文化主義的政策を採用しているように見える。ある面で、多文化的社会状況はイギリスの^{ナショナル・キャラクター}国民的性格を変えつつあると言うこともできる。

もともとイギリス社会が多文化的であるにしても、イギリスの政治イデオロギーあるいは知的伝統のなかに「多文化主義」が根を下ろしたことはこれまで一度もない。多くの人々にとって、イギリスには自由主義、保守主義、社会主義の伝統はたしかに存在するが、多文化主義と呼べるほどの伝統は存在していないのである。多文化主義がポスト植民地時代に入ったかつての大英帝国と英連邦の歴史的な負の遺産に対する一時的政策、あるいは過渡的現象として論じられることはあっても、現代のイギリス社会が実現すべき政治理念ないし

は目標であると主張されたことはさほど多くない (Kelly, 2002). そもそも多文化主義をイギリス社会全体が実現すべき目的とするかどうか, すなわちイギリスの政治的伝統に根づかせるかどうか, また, はたしてどのように根づかせることができるかということについてはまだ議論の途上である.

この点でイギリスのいわゆる多文化主義は, 理論的未成熟と政策的試行錯誤の状況にあった. 2005年7月のロンドン・テロ事件はこのような状況に一石を投じた. この事件でブレア首相の外交政策—アメリカに追随したイラク派兵—は, 見直しを余儀なくされるだろうという大方の予想は大きく裏切られた. またテロの恐怖にイギリス市民はこれまでのような平穏な生活を続けることが困難となる一方, 市民の安全を理由として警察権力によって市民的自由が大きく制限されることになるだろうという予想も見事にはずれた. 長年にわたる北アイルランド問題とテロとを経験したイギリス市民は, 表面的には, この事件のインパクトを見事にかわしたようにみえる²⁾.

しかし, この事件が, イギリス社会にとって別の意味できわめて大きな衝撃を与えるものであったことはまちがいない. 現象記述としてであれ, 理論分析としてであれ, 政策提言としてであれ, 一斉に多文化主義をめぐる言説が新聞テレビ雑誌などのメディアをつうじて社会にあふれ出たのである¹⁾. とりわけ大きく取り上げられたのは, 従来の移民の社会的統合政策の問題である. しかしさらに重要なことは, 移民問題を通じて, イギリス市民自身の国民意識の問題が論じられることになったという事実である. そもそも「イギリス人とは誰なのか」「私はどこに帰属しているのか」をめぐる「ナショナル・アイデンティティ」(national identity) と「帰属」(belonging) の問いは, 政治理論の伝統的な語法に立ち戻るならば, 「シティズンシップ」(citizenship) をめぐる問題であった. イギリスではしきりに「イギリスらしさ」(Britishness) とは何かをめぐる新聞・雑誌やテレビ・ラジオで議論されるようになってい

すでに述べたようにイギリスの政治的・イデオロギー的伝統には多文化主義は根をおろしていない. しかしイギリス人はあらためて, 自分たちがもはや後戻りできないほどに多文化化の進んだ社会に住んでいるという現実に向き合うことになった. 言い換えれば, 多文化主義はもはや「彼らの」(つまり「移民たちの」)の選択の問題, 彼らが引き起こした問題ではなく, 「私たちの」(つまり「イギリス人の」)引き受けるべき問題であるという認識に, ようやく到達したわけである.

3. シティズンシップ—帰属とアイデンティティ

このテロ事件の重要な点の1つは, 犯人が, イギリス社会の外部から攻撃をしかけてきた外国人ではなく, パキスタン系移民の子弟ではあるにしても, イギリス社会の内部に生まれ, 教育を受け, イギリスのシティズンシップを有するイギリス市民であったということにある. 彼らは, イギリス市民でありながら, むしろイギリスという共同社会の外部にある社会, 文化, 宗教的伝統に自己のアイデンティティを見いだしていた. 誰が市民であるかは膚の色によって簡単に判断できるとするような, いわゆる「人種政治学」に与することなく, この事実を直視するならば, 次のような問いに直面せざるをえない. すなわちイギリス社会に生まれ育ち, 居住し, イギリス政府発行のパスポートを所有する「私」は, はたしてそれだけでこの政治的共同体に帰属意識 (sense of belonging) をもち, 政治的アイデンティティをもちうるのか, という問いである.

政治的共同体への帰属意識, あるいは帰属にともなう諸条件を指し示す政治的概念であるシティズンシップという概念は, もっとも古くから存在する政治概念の1つである. アリストテレスはそれを, 「政治的共同体のあり方」とその「市民のあり方」の両方を意味するものであると述べている. 現在では一般に「市民権」と訳されることが多く, 「ある人が政治的共同体の一員として処遇される権利」あるいは「ある社会において市民一般にあ

たえられる諸権利の総体」といった意味で理解されている。

しかし、シティズンシップの先駆的研究として知られるイギリスの社会学者T. H. マーシャルによれば、シティズンシップとは「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分(status)」を意味している(T. H. マーシャル, T. ボットモア, 1993)。したがってこの用語は、市民であるための「資格条件」、市民にあたえられる「権利と義務」、さらには市民がそなえるべき「資質」「能力」「精神」「徳」「生活様式」など、市民という地位に付随するさまざまな要素を包括する、きわめて幅広い概念であり、究極的には市民の帰属意識とアイデンティティを指し示している。

イギリスを含めてこの言葉が政治的語彙として高い頻度で使用されるようになったのは、1980年代からである。その背景として、第一に1980年代に先進諸国で政治的主導権を握ったニューライトが福祉国家批判を展開するにあたって、「シティズンシップ」問題を取り上げたことがあげられる。とりわけイギリスではサッチャー首相が、福祉国家におけるシティズンシップの墮落を指摘して、反福祉政策キャンペーンに利用した。現代の福祉政策は、公共サービスの受給する「権利」を一方向的に主張するだけで、「義務」を果そうとしない市民を生み出したと言うのである。サッチャー政権における教育、医療、福祉サービスの徹底的削減政策は、国家への依存体質に冒された市民に「自助」の精神を教えて、自立を促進することを狙ったものであった。それが、「積極的アクティブ・シティズン市民」の理念である。これがシティズンシップ論争の端緒の1つとなった。

これに加えてイギリスでは、国民国家としての統合問題が重なる。長年にわたるスコットランドの分権化要求運動が実を結び、1998年のスコットランド法が制定された。再開されたスコットランド議会は一定範囲内ではあるが所得税率を変更することができ、また独自の立法措置をおこなうことができるようになった。外交、軍事、財政・

金融、治安、移民規制など全国的な事項についてはウェストミンスター議会の留保事項とされており、対等な関係とはとても言えないまでも、スコットランドが連合王国を構成する一個の国家ネーションであることを明確にした意義は大きい。実際に、歴史的に見ても、スコットランドはイングランドへの併合後も独自の司法制度、教育制度、スコットランド教会を維持した。このことから、スコットランドはイギリスその他の地域(イングランド、ウェールズ、アイルランド)とは明らかに異なる社会的雰囲気と独自のナショナル・アイデンティティをもってきた。しかし、このような異なるアイデンティティをもつネーションの間で、シティズンシップを共有するとはどういうことなのか。これもまた新たな課題となったのである³⁾。

今回のロンドン・テロ事件にいたるまで、多くの一般のイギリス人にとって、シティズンシップの問題とは、社会一般の市民生活の枠外で生活を営まざるをえなくなっている人々とりわけ長期的失業者や路上生活者の問題であり、彼らに市民として品位ある生活ディーセントを具体的に保障することであった。基本的にこれは、政府の福祉政策の課題であり、まさに市民としての権利保障の要求問題であった。移民問題はこの延長線上にあって、彼らに品位ある生活を保障するという課題に結びついていた。

しかし、事件以後のシティズンシップの議論は、移民コミュニティの社会的統合政策の問題を明らかにした。自爆テロ犯の多くは、かならずしも最低限度の市民的処遇を享受していないわけではなかった。しかし、明らかにイギリス社会にアイデンティティをもちえない若者たちであった。こうして、シティズンシップの問題として、路上生活者に品位ある生活を提供することだけでなく、イギリス社会を構成する多様な民族にイギリスへの帰属意識とイギリス人としての共通のアイデンティティをいかにして育むのかという問題が新たに加わったのである。

4. イギリス移民政策の転換

イギリスの移民政策は2つの特徴によって性格づけられる。1つは、大英帝国として、かつてイギリス自身がみずから獲得した植民地に大量の植民者を送り出した国であるということである。もう1つは、伝統的にイギリスでは国民を政治的共同体の構成員であるという意味の「市民」(citizen)ではなく、むしろ統治者＝国王ないしは議会の政治的権威に従属する「臣民」(subject)として捉えてきたことである。したがって、その統治が及ぶ地域で出生した者を臣民＝国民とみなす「属地主義」の原理を形式上とってきた。かつての植民地やイギリス連邦諸国の国民もまた、広くイギリスのシティズンシップを有し、イギリスに入学する権利、定住する権利、および公職に就く権利ももっていた。歴史的・文化的に国王を戴く君主政国家であるという意味でも、またかつての帝国主義政策と植民地支配を正当化するという意味でも、属地主義を建前とすることが要請されたのである。その結果、イギリスは旧宗主国として旧植民地からの移民を一有色人種の入学については慎重に制限を設けながらも一基本的に受け入れてきたのである。

第二次大戦後になると、母国での迫害から逃れたり、また労働力不足を補うために政府が奨励したヨーロッパ大陸からの比較的少数の移民に加えて、新イギリス連邦諸国(New Commonwealth)からの移民は増加し続けた。特に、東アフリカ諸国からの移民が増大した1970年代には、イギリス国内で反移民運動が沸き起こる。ヨーロッパ諸国以外からの移民の増加を恐れた政府は、1962年、明らかに有色人種を制限するという人種差別的意図から、「英連邦移民法」(Commonwealth Immigrants Act)を導入し、戦後最初の移民政策の転換を図った⁴⁾。さらに1968年、1971年には、両親ないし祖父母のうち1人がイギリス国内で出生していない者については入学制限の対象とする措置が導入された。それでも、移民の流入を防ぐ

ことはできず、その数は毎年約50,000人にもものぼったのである。

重要な点は、これらの法律によって「パトリアル」(自由在住権者)という概念が導入されたことである。パトリアルとは、血統をイギリスにたどることが出来る者を指し、定住権を獲得することができる。パトリアル以外の者は、労働許可証を保持しない限り入学不可能となり、定住と労働の自由を拒否されることになった。たとえ英国政府のパスポートを所持していても、他の外国人と同様に12ヵ月間有効の労働許可証が必要となったのである⁵⁾。

イギリス戦後政治史的にみれば、福祉政策だけではなく移民政策についても、保守党と労働党のあいだには、なんらかのかたちでの移民規制の必要を認める「暗黙のコンセンサス」とも言うべきものが存在していた。1965年、1968年、1976年に労働党政権下で可決された人種関係法は、国内の人種差別的制度を撤廃し、社会統合を促進しようとするものであり、相対的には、労働党の移民政策は移民に寛容なものであったように思える。しかし、それはあくまでもすでに定住している移民に対してであって、新しく流入する移民に対する労働党の政策は、保守党のそれに劣らず厳しいものであった。

1979年以後、3期にわたるサッチャー政権では、移民流入規制が常に最優先の政策課題の1つとされ、移民送り出し国へのビザ制度導入や移民輸送者への罰則規定などを盛り込んだ厳格な移民法が制定された。しかし、サッチャー政権が導入した移民規制関連の法律で最も重要なものは、1981年の国籍法であろう。この法律は、イギリス国籍を出生、血統または定住によってイギリスと親密な関係を持つ者に限ることを明確に定義した点で、明らかに従来の「属地主義」から「属人主義」へと転換するものであった。そのため、新しい国籍法では、旧植民地の人びとは「植民地シティズンシップ」という独自のシティズンシップをもつ市民として区別されることになったのであ

る⁶⁾。

しかし1997年の政権獲得後、ブレア労働党政権は移民政策の転換に積極的に着手した。その背景にあるのは、国内労働市場における大幅な労働力不足である。1970年代、1980年代の経済停滞期には移民を雇用を奪う者として敵視する社会的傾向があった。しかし1990年代後半にニュー・エコノミー・ブームが沸き起ると、経済界を中心にして移民規制の緩和を求める声が上がった⁷⁾。すべての移民ではないにしても、多くの移民は技術革新に寄与し、イギリス人がやりたがらない過酷な仕事を行うことで経済の活性化をもたらすととりわけ、国内で十分に供給できないために人手不足が明らかな分野—例えば、医療介護分野や季節農業分野—での申請者にたいする労働許可条件の緩和促進が一般的な論調となった。

さらにIT産業が躍進したアメリカが、ビザ枠を拡大して専門技術者をインド・中国など世界各地から受入れたことが、先進諸国家間でのIT技術者獲得競争に拍車をかけることになった。また、好況が続くと、教師、看護師、医師などの職種で労働力が不足がちになるのがイギリスの労働市場の一般的特徴である。イギリスの場合、教育や医療の運営主体は基本的に政府であるために、労働需給の変化に応じた賃金上昇を期待できないからである。1997年に保守党が労働党に政権を奪われた理由の1つは、政府支出を削減して教育福祉サービスが低下したことであった。したがって、学校教育とNHS(国民医療サービス)の運営主体であり最大の雇用主でもあるイギリス政府は、公共サービスの質をこれ以上低下させないためにも、移民労働力を頼らざるをえなかったのである。こうして2000年に労働許可制が改正され、医師、看護師、教員、IT関連職種に就労する移民の規制緩和が実施された⁸⁾。

2001年時点で外国生れの人口が占める比率は、ドイツ12.5%、フランス10.0%、イギリス8.3%とヨーロッパ諸国の中で第3位の比率となる。オーストラリア23.0%、ニュージーランド

19.5%、カナダ19.3%などからすればかなり低いようにも思える。しかし、もともと19世紀までイギリスが移民の送り出し国であったことを考えれば、現時点での数値は決して低いとはいえない。むしろ現在のイギリスが典型的な移民受け入れ国になっていることは明らかである。外国生まれの人口(イギリス国籍保持者)は増加傾向にあり、1997~1998年では6.5%であったのに対して、その後8.3%となっている。同時に、外国人人口(外国籍保持者)がイギリス全体の人口でしめる割合も1990年代に入ってから増大しており、オーストラリア、中国、合衆国、インドからの流入者が多く、他方では、イギリス市民の国外流出数が増大している。

このような移民政策の転換の背景が、政治的配慮よりも経済的思惑であったことは明らかである。イギリス政府も、移民増加が近年のイギリスの経済成長に寄与していることをはっきりと認めているのである。

5. 庇護申請と不法入国

以上のように、イギリスの移民政策はほぼ2000年を境に、積極的受け入れへと転換することになった。しかし、移民規制の必要性を要求する声がなくなったわけではない。特にナショナリズムの主張に走りがちなイギリスの大衆向けメディアは、移民増加について伝統的に保守的あるいは懐疑的態度をとりつづけている。とりわけ問題とされるのは、難民による「庇護申請」件数の増大である。1980年代の庇護申請が年平均約5,000件であったのに対して、1990年代になると世界各地で起った民族紛争や政治的抑圧を反映して庇護申請件数が一挙に増大した。スリランカ、イラク、ソマリア、トルコ、旧ユーゴスラビア連邦、中国からの庇護申請者は1990年代末には年間70,000人を超える。そして、それと同時に、不法入国者の摘発者数も増加している。

この点に限っていえば、政治的な側面では、政府の移民政策には根本的な変更はないように見え

る。政府は、庇護申請期間の労働禁止、雇用者に対する不法入国者の雇用禁止などの政策を打ち出しているが、いずれも十分な効果をあげているとはいいがたい⁹⁾。

他方、厳しい入国管理を一度すり抜ければ、イギリス国内での不法就労者への監視は比較的緩やかであると言われている。現状では労働許可証を持たなくても労働市場が十分に大きいために実質的に就労が可能である。結果的に、EU内に到達した不法移民の多くが、最終目的地としてイギリスを選択することが多いことが指摘されている¹⁰⁾。

内務省資料によれば、外国人労働者は、2004年で144.5万人、全労働力人口に占める比率は5.2%である。1988年では88.1万人、3.4%、1998年では103.9万人、3.69%であるから、労働力についても増加傾向にあることが分かる。不法移民については正確な数字は明らかにならないものの、労働力人口に占める不法就労者の比率が増大傾向にあることはほぼ間違いない¹¹⁾。

6. 多文化的状況をめぐる議論

以上のようなイギリス社会における多文化多民族化傾向という現実を肯定的に評価するか否定的に捉えるかをめぐる議論とは別に、イギリス政府は増え続ける移民を社会的に排除するのではなく統合する多文化社会の実現を政策的目標として明確にした。

統合政策の目的は、社会的安定の維持、とりわけ法と秩序、人種関係のマネジメントであると定義される(Favell 1998)。政府は、専門技術者以外の移民労働者の受け入れを制限し、また入国審査を厳格化して不法移民を排除すると同時に、非白人系市民(移民労働者)の労働・教育・住宅分野での差別を禁止し、彼らの権利擁護のための反差別的政策を拡大することで、移民をイギリス社会に統合しようと務めてきた。つまり、イギリス政府は保守党・労働党を問わず、移民をまったく受け入れないのではなく、厳格な規制のもとで受

け入れつつ統合する「寛容な多民族多文化社会」という自己イメージを形成してきた。しかし、政府(あるいは国民)がもつそのような自己イメージにもかかわらず、ロンドン・テロ事件で、それが理想化された自己幻想でしかなかったことが明らかになったことに、多くのイギリス人は気づかされたのである。

そこであらためて、多文化社会という現実に対処するためにいかなる原理を採用すべきかという議論が沸き起こった。すなわち、多文化主義的な社会という現実を受け入れるとすれば、その現実をふまえたうえでどのように対処すべきなのかをめぐる議論である。この議論は、大きく次の3つの主張となっている。

6.1 ナショナルな同化主義(assimilationism)

同化主義は移民に厳しい選択を迫る。移民が完全なシティズンシップを獲得したいのであれば、イギリスの国民文化に完全に溶け込むべきであり、国家に対して絶対的な忠誠を誓うべきである。彼らが、自分たちの文化にしがみつき出身国やその文化との密接な絆を維持し続けるならば、ホスト社会が彼らを同胞市民として受け入れることを拒否し、平等な処遇を保証しないとしても、彼らが不満をいう筋合いはない。ナショナル・アイデンティティを重視する理論家たちは、程度の差こそあれ同化主義を支持する傾向があるのは確かである(Miller, 1995, Tamir, 1994)。

ただし、これらの理論家にしても人種政治学に基づくような過激な同化主義を唱えているわけではない。同化主義がしばしば人種差別主義と表裏の関係にあることから、移民問題に対して伝統的・保守的態度をとるタブロイド紙でさえ、同化主義をあからさまに唱えることはない。しかし、社会意識の底流に、このような同化主義的態度が生き続けていても、不思議なことではない。

6.2 リベラルな統合主義(integrationalism)

より一般的なものは、統合主義である。同化主

義と同じように、統合主義も社会の成員が共通文化を共有することを重視するが、双方向的な過程を受け入れる。つまりホスト社会もある程度、新規に参入した移民集団の文化的差異を受容する。多くの統合主義者は、移民がある程度彼らの文化的アイデンティティを維持することを認めるし、その権利を持つことを認める。したがって、統合は同化とちがってきわめて「希薄」(thin)なものである。つまり、統合の対象は、主に社会の共通制度に関わるものに限られている。政治的共同体は自由で平等な市民からなる自発的結社であり、公的権威の構造権利と義務の体制、正義の原理によって結ばれている。移民がこのような原理を受け入れる限り、つまり「立憲主義的愛国者」となるかぎり、それ以上彼らに要求することはない。このようなシティズンシップによる「希薄な統合」という捉え方は、現代リベラリズムの政治理論に則したものであるということができよう。

もっとも具体的に、社会のどの領域で、どの程度の統合を促すのかについては理論家の間でも、あるいは政策立案者の間でも十分な合意があるわけではない。政治的・経済的統合だけで十分であると考え人びともいれば、一定の生活様式(生活水準も含めて)まで統合される必要があると考えている人びともいる。後者の場合には、いわゆる福祉国家リベラリズムとなり、社会正義(公平)の実現が政策的目標となる¹²⁾。

イギリスは福祉政策による社会統合という歴史的経験をすでにもっている。19世紀のイギリス社会は、市民階級と労働者階級という「2つの国民」によって分断されていた。しかし20世紀の福祉政策—教育システムと社会的サービスの拡充—によるシティズンシップの拡大は、貧困や疾病、失業などの生活リスクを減少させることをつうじて、市民としての品位ある生活を享受するライフ・チャンス¹³⁾を幸運な人々と不運な人々の間で平等化し、シティズンシップを拡大した。

そしてシティズンシップの拡大は、それまで教育と経済的資源を欠いていたがゆえに社会の「共

通文化」から排除されていた労働者階級が、市民的価値や秩序、規範を受容できるようにした。それまで社会の終焉へと押しやられていた人々が共通の生活様式を享受することをつうじて、「共同社会の成員であるという感覚」と「共有財産である文明への忠誠心」にもとづく新しい社会的紐帯が生み出されたのだ。そしてそれが、一人ひとりの個人の「帰属意識」の基礎となったのである¹³⁾。

もっとも、このような福祉国家リベラリズムのシティズンシップの拡大による社会統合が、別の問題に直面していることも事実である。シティズンシップの保障というリベラルな理念には、市民の共通の生活という意味と、市民としての同等の処遇という2つの側面がある。つまりシティズンシップの拡大は、個人や集団の間の個別性や多様性を無視して、すべての人々に共通で同等の生活を与えようとしたが、その一方では、さまざまな理由で共通の生活様式を受容できない、あるいは意図的に受容しようとする集団を、結果的に社会の周縁に押しやることにもなったのである(Young, 1990)。

たとえ、リベラリズムが求める統合が希薄なものであるとしても、当事者であるマイノリティ、とくにエスニック集団にとってその統合はきわめて濃密で深刻な問題である場合もあるだろう。場合によっては、エスニック集団にとって統合は、ほとんど同化を意味するかもしれない。はたして、統合主義のさらなる拡大によって移民コミュニティの社会的統合ができるかどうかは明らかではない。

6.3 マルチカルチュラルな共存

このようなシティズンシップを通じた統合というリベラルな原理を強く批判する見解もある。とりわけ、1980年代の共同体主義コミュニタリアニズム(communitarianism)によるリベラリズム批判から生じたものである。その主張の要点は、政治的共同体を構成する諸個人のアイデンティティは、そもそも彼らが帰属する特定の共同体およびその歴史、文化、道徳

的伝統から生じており、それに根差しているものであるということにある。そうであるとすれば、リベラルが考えるように政治的共同体の成員が政治的経済的に共通の権威と平等な権利を享受し、義務を負うだけでは、その共同体を本当の意味で維持することはできない。共同体の成員は、共同体の外部の^{ストレンジヤーズ}人びととは共有しえないような特殊な人間的繋がりによって結びついており、またその繋がりを楽しむことによって各個人は自分自身にとっての「善」あるいは「幸福」を追求することも可能となるのである。

だとすれば、シティズンシップとはリベラルが考えるような単なる市民の権利と義務の問題ではなく、むしろ共同体に自己同一化し、共同体の歴史、文化、道徳的伝統を私の過去、生活様式、道徳的規範とみなし、それらに対する責任を積極的に引き受け、その共同体全体の善を私の善として追求することにかかわらざるをえない。共同体主義の主張に則していえば、一般にリベラリズムが考えるような「希薄」な統合とは、共同体的基盤を喪失した個人の「薄っぺら」で「貧困」な統合でしかないことになるだろう。

イギリスの政治理論家パレークは、このようなコミュニタリアニズムによるリベラリズム批判を援用して、イギリスのナショナル・アイデンティティと移民コミュニティのエスニック・アイデンティティとの和解を可能とする原理を追求しようと試みている¹⁴⁾。以下パレークの議論を本稿の文脈にそって要約するならば次のようになるだろう¹⁵⁾。

リベラルな福祉国家においてさえも、シティズンシップは単に市民の間の権利義務関係を意味しているのではなく、同胞市民が市民としてふさわしい品位ある生活を維持するに足る基礎的条件を享受するために、社会的資源を同胞市民と共有する市民の間の紐帯を意味している。また、政治的共同体とは現にそれを構成する市民だけのものではなく過去の世代の犠牲の産物であり、その未来について現在の市民は大きな責任を負う。政治的

共同体の一員であることは、過去と未来を結びつけ、私という個人を他者へと結びつけ、自分自身を継続している歴史的共同体の一部であると考えることである。これらの理由から、政治的共同体は共通の帰属意識、集团的アイデンティティ、平等で積極的なシティズンシップに支えられた市民相互のコミットメントと思い入れを必要とする。

したがって、移民の社会的統合のうえで重要なことは、社会を多数の個人からなる集合体としてとらえるのではなく、むしろ生活様式とアイデンティティを共有するある種の家族のような諸集団の集合体としてとらえることである。

移民が定住することを選んだ社会がその構成員にとって愛する家庭であるとすれば、それが道徳的・感情的なコミットメントを移民にもとめるのは当然のことである。したがって、移民は社会に同一化すべきであるし、社会が求める責任と義務を受け入れるべきである。しかしこのことは、彼らの出身社会との感情的絆を断ち切れという意味ではない。そのような要求は、結婚後には自分自身の家族との感情的絆を断ち切れと要求するのと同じである。

移民に要求されるのは、そのような不公平で不必要な要求ではなく、新しい社会を自分の家庭だと考えること(たとえ彼らが他にも家庭をもっているとしても)である。社会とは家庭と同様に、単に経済的利益を追求する場でもなければ、単なる迫害からの逃亡の地でもなく、それ自身が彼らのコミットメントの対象となる。そのようなコミットメントを示すことが、彼らに完全なメンバーシップを与え、彼ら自身が他の構成員に対してなんらかの要求をおこなう資格を与えることになるのである。

以上のようなパレークの議論の特徴は、アイデンティティや歴史を共有しない他者に対して同化を強要するか、あるいはそれを拒んだ場合には排斥するか、いずれにしても排外主義ないし特殊主義に走りがちな一般的な共同体主義の議論とは一線を画して、社会＝家庭という比喩を持ち出すこ

とによって、逆に新規参入者に対する門戸を広げ、積極的に受け入れようとする点である。ここではパレークの議論が目指すのは、同化主義や「濃密な統合」でもリベラルな「希薄な統合」でもなく、マルチカルチュラルな「共存」ともいうべきものとなる。しかしそれは、具体的にはどのような条件のもとでの共存なのだろうか。

いかなる社会も、新しいメンバーが加入すれば、とりわけその数が多い時には、変化を余儀なくされる。新しいメンバーは、新しい理念や意図、自己理解の形式や行動様式をもたらすことで、それまでの社会のあり方を再評価することになる。移民はホスト社会に同じような挑戦をもたらす。彼らが社会にたいして完全にコミットメントするならば、彼らの要求は道徳的重要性をもつものとして、より好意的な反応を受ける可能性がある。では、移民はその社会に対するコミットメントをどのように表現すればよいのか。それは権威と法を尊敬し、社会の共同生活に参加し、生産的労働者として集団的責任を果し、福祉制度を悪用しないことなどであり、原理的には、他の市民に求められること以上でも以下でもない、それ以上を要求することは、彼らにより大きな重荷を負わせることであり、それ以下の要求しかしないことは彼らを軽んじることである。

また、共通生活への参加は、彼ら自身の共同の文化空間からの離脱を要求するものであってはならない。結婚や文化的な生活などは個人的選択の結果であり、法的強制や社会的圧力に従わせることはできない。それらは個人的空間に属しており、共有の集団的生活に影響を与えるものではない。同様の自由がホスト社会に以前から居住している市民に保障されている以上、そのような自由を否定することは移民を不平等な処遇することになる。移民は、共通の社会的な生活様式を身につけることをつうじて文化的能力を獲得する必要がある。これには、言語の習得、礼節のルールと行動規範の理解と遵守、伝統、歴史、道徳感情、思考の慣習などに馴染むことが含まれる。

彼らがホスト社会の行動の価値と規範を内面化し、自分の社会的ないしは個人的アイデンティティとするには、時間がかかる。しかし彼らがその意味を十分には理解できないとしても、一般的にそれを尊重し、遵守すべきである。例えば、葬式で喪服を着ること、前庭をきれいにしておくこと、国家斉唱で起立することの意味が分らない人もいるかもしれない。しかしながら、このような実践は他の人びとにとっては重要であり、社会文化の一部であり、よきマナー、「ささやかなモラル」なのである。そのような価値を支持していないにもかかわらず、遵守するというのは不誠実であり偽善的であると考えする必要はない、それを遵守するのは、社会とその生活様式にたいする敬意を表明し、他のメンバーとの善き関係を保つためのものにすぎないからである。このような道徳のあり方をパレークは「操作的公共道徳」(operative public morality)と名付ける。

パレークの議論は、多文化多民族社会における共存と統合の問題を考える上で、きわめて示唆に富むものである。

しかし、「操作的公共道徳」という理念の有効性をかりに認めるとしても、それだけで多様な文化的伝統を有するエスニック集団が共存することが可能であるかどうかは疑問である。実際、自由主義の政治的伝統の1つである多元主義とは、そのような道徳の伝統だったのではないだろうか。リベラルな社会は公共道徳を必要とするが、かならずしもその価値と意味を十分に内面化して、心から尊敬している必要はない。リベラルな日常生活で求められるのは、何はともあれそれを守ることである。共同体主義的な立場からすれば、まさしくそのような価値の多元主義の精神的態度こそ、公共道徳の空洞化を招いたものにほかならない。また、公共道徳を守ること自体は望ましいとしても、エスニック集団のアイデンティティに固執し、それを操作的公共道徳と切り離すことは、むしろ実質的な「道徳的多元主義」をさらにいっそう加速させることになるのではないかという疑念も生

じるだろう。結果的に、1つの社会の中に、強固なアイデンティティと文化を共有するエスニック集団が群居する地域を孤島のようにいくつも形成することになりはしないか。それは、統合どころか共存までも危うくする可能性もある。パレークの議論は、このような疑念に十分に応えるものにはなっていない。

これに対してバーナード・クリックを座長とする内務省の「ナショナルリズムと統合に関する審議会」は、それぞれの文化的アイデンティティの維持を一定程度認めながらも、シティズンシップ教育を拡大することをつうじて共通の政治的アイデンティティを育成するという迂遠な方法が、結果的には政治的共同体としてのイギリスの統合を可能にするものであると考えている。シティズンシップ教育の目的は、エスニック・アイデンティティをこえた「ナショナル・アイデンティティ」を形成するというよりも、むしろ「シヴィック・アイデンティティ」の育成を目指すものである。それは、市民が政治的リテラシーを共有することをつうじて、公共の諸問題に取り組むことを可能にするような能力の獲得を意味している¹⁶⁾。そのような能力の共有と参加の経験が、共同体への帰属意識を育くむのである。

いずれにせよ、イギリスが直面している多文化多民族社会の現実、他の多くの先進諸国の現実でもある。イギリスの政治的伝統は多くの国々に「政治的に問題を解決する方法」のお手本を提供してきた。イギリスがどのようにして多文化主義を1つの政治的伝統を根づかせるか、あるいは失敗するかは、他の諸国にとっての歴史的実験でもあるのである。

7. 最後に

EU諸国は、統合を契機として、従来の移民拒否政策から移民受け入れ政策へと大胆な転換をはかりつつある。移民はもはやある一国の労働市場を脅かす脅威ではなく、むしろ労働市場のニーズを満たすものであるという共通認識をどの国もも

つようになっているのである。もちろんこれは無制限な移民受け入れを意味するものではない。受け入れのための入国管理の厳正化、人種差別撤廃、雇用機会の均等と公正な処遇、難民保護、そしてなによりも社会統合といった条件はEU諸国に共通の課題である。このためには、移住と統合をめぐる地域的ガバナンスの確立が必要とされるが、拡大EUはこの方向への協調を進めつつある。

このような国境を超える労働市場の発展は、イギリスの19世紀初頭までの救貧法制度期の労働者問題を想起させる。旧救貧法下では、貧民救済が教区単位の救貧委員会の責任とされていたため、雇用機会の少ない教区から多い教区への労働者の不法移住が絶えなかった。これに対して、地方政府は不法移住者の強制送還や収監などを含めた貧民管理の厳格化によって対応したが、それは有効な政策ではなかった。逆に、自由な労働力の移動の制限は、労働市場の形成を遅らせることにもなったのである。もちろん、制限が撤廃されて自由な労働市場が形成された後には、劣悪な労働条件、極端な生活環境と水準の格差といった新しい問題が、労働者を待ち受けていた。これらの問題にイギリス政府が取り組むのは19世紀末になってのことである(金田, 2000)。しかし、豊かな生活と貧しい生活、雇用と失業が国境を挟んで存在するとき、労働者の移動に歯止めをかけることは困難であるし、結果的に、不法入国者や労働者を増加させるだけである。そしてそのような人々に適切な処遇を与えることは、さらに困難である。

EU諸国が移民・難民問題を「共通の課題」としてとらえているように、アジア諸国にとってこの問題が「共通の課題」であることは明らかである。その際に、どのような国際協調政策をとり、地域ガバナンスを確立するかはアジア諸国にとってきわめて大きな問題である。とりわけイギリスと同様に多くのアジア諸国の移住労働者にとっての最終目的地となる可能性がある日本にとっては、将来を見すえて社会統合のモデルを示すことが早急な課題なのである。

(日本大学経済学部教授)

注

- 1) 多文化主義をめぐるさまざまな議論については、www.opendemocracy.comを参照。
- 2) もちろん、イギリスがロンドン・テロ事件以前から先進諸国の中でも突出した「監視社会」であることを忘れてはならない。
- 3) ただし、エジンバラ大学の研究機関の報告によれば、スコットランド議会発足前後には一時的に、スコットランド人のナショナル・アイデンティティは劇的に高まったものの、その後は以前の水準にまで低下している。これに対して、むしろ、イングランドのナショナル・アイデンティティの高まりが見られる (Institution of Governance, 2006)。マイケル・イグナチエフが指摘するフロイト的な「隣人同士のナショナリズム」「小異にこだわるナショナリズム」がここにも如実に現れている。(Ignatieff, 1999)
- 4) 他の西欧諸国の移民受け入れ禁止あるいは制限が1973年のオイル・ショックによる不況以後に導入されたことを考えると、この時期にすでに移民受け入れ停止の措置をとったイギリスの移民政策が、経済的理由よりもむしろ政治的理由によるものであることは明らかであろう。
- 5) この時点で法律上、イギリスは移民入国禁止となったが、現実には、家族呼び寄せや婚姻を目的とする入国制度によって、その後も、国内在住の移民数は増加している。
- 6) その目的は、植民地住民にイギリスへの無制限の入国を認めないこと、とりわけ香港返還による大量の移民流入を防止することにあった。
- 7) 英国産業連盟 (CBI) は1997年頃から、熟練労働者のみならず未熟練労働者も不足して労働需要が逼迫してきた事情を背景に、政府に対して移民受け入れの要請を行っている。
- 8) 労働許可証の有効期限が延長され、EU域外外国人も大学卒業後に労働許可証の取得が可能となった。
- 9) 保守党は、難民問題で効果的政策を打ち出せない労働党政府を批判する目的で、庇護申請者を原則的に収容センターに勾留し、申請が却下された場合には即時強制退去させるというあたかも救貧法制度を思わせる政策を打ち出したが、ヨーロッパ人権条約に違反するとして逆に批判を受けることになった。このことはもはや難民・移民問題を国家主権の問題として考えることが不可能になりつつあることを示唆している。
- 10) 現在の労働市場が大きい理由の1つは、ロンドン・オリンピック開催のための建築労働者不足である。また、外国人労働者の受け入れに関連して、イギリス政府はテロ対策の必要から、すでに大陸諸国では実施されているIDカードの導入を2008年度から実施するとしている。
- 11) 2004年5月にEUに東欧を中心とする新規加入10カ国に対して、イギリス、スウェーデン、アイルランドは労働市場を開放した。現在受け入れを制限しているフランス、ドイツ、イタリアなども2011年までには開放することになっており、EU内での労働力移動はさらに促進されることになる。
一方、西欧諸国に比べて所得水準が極端に低い東欧諸国から低賃金労働者が大量に入国するのではないかという国民の不安を解消するために、イギリス政府は新規EU加盟国からの移民を対象に労働者登録制度 (Worker Registration Scheme) を実施し、申請抑制を試みた。また、移民労働者が将来イギリスの福祉受給者になることにたいする国民の懸念を柔らげるため福祉受給権を制限したが、それでも移民労働者数は内務省の当初予想を大幅に上回っている。実際には東欧出身の労働者の多くは比較的若い世代の独身者が多く、教育や社会保障への負担は大きくはなかった。また、東欧労働者のおかげで賃金上昇が抑制され、インフレ圧力を回避できたという指摘もある。
- 12) しかし、この社会的統合の「厚さ／薄さ」をめぐる論争を解決する決定的な統合原理を、現代リベラリズムそれ自体がもっているわけではないこと

- が、リベラルな統合の理論的混乱の原因の1つである。
- 13) シティズンシップと福祉国家による社会統合の意義についてはすでに別のところで論じた(金田2000)。
- 14) パレークはイギリス人種平等委員会(CRE)の前副委員長である。また、これらの試みは、カナダの政治理論家ウィル・キムリッカの論考に触発されたものであるが、キムリッカの議論がネイティブ・アメリカンとイギリス人とフランス人という3つの国民(民族)から成立した多民族国家カナダを前提とするものであるのに対して、パレークの議論はすでにイングランド、ウェールズ、スコットランド、アイルランドに成立していた連合王国への新規移住者をめぐるものであることに注意しなければならない。
- 15) 以下の要約は、Parekh, 2005に依拠している。
- 16) クリックは「社会民主主義者」を自称しているが、その実質的内容に関していえば、いくつかの重要な点を除いて、ロールズに代表される「リベラル」の立場に近い。クリックの独特のシティズンシップの理論については、B.クリック『デモクラシー』添谷育志・金田耕一訳(岩波書店, 2004年)の「訳者解説」を参照。
- Institute of Governance (2006) *Constitutional Change and Identity*, The Leverhulme Trust/Institute of Governance.
- IOM (International Organization for Migration) (2003) *World migration 2003: managing migration: challenges and responses for people on the move*, Geneva: International Organization for Migration.
- Ignatieff, M. (1998) *The Warrior's Honor: Ethnic war and the modern conscience*, London: Chatto and Windus (真野明裕訳(1999)『仁義なき戦場 — 民族紛争と現代人の倫理』毎日新聞社)。
- Kelly, P. (ed.) (2002) *Multiculturalism Reconsidered: Culture and equality and its critics*, Cambridge: Polity Press.
- Kymlicka, W. (2001) *Contemporary Political Philosophy: an introduction*, Oxford: Oxford University Press.
- (1995) *Multicultural Citizenship: a liberal theory of minority rights*, Oxford; New York: Clarendon Press.
- Miller, D. (1995) *On Nationality*, New York: Oxford University Press.
- NIRA 政策研究(2002) ワークショップ「グローバル時代のシティズンシップ」Vol.15, No.1
- Parekh, B. (September, 2005) “British Commitments,” in *Prospect*, pp.36-40.
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Tamir, Y. (1993) *Liberal Nationalism*, Princeton: Princeton University Press.
- Young, Iris M. (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton: Princeton University Press.

参考文献

- 金田耕一(2000)『現代福祉国家と自由』新評論。
- Barry, B. (2000) *Culture and equality: an egalitarian critique of multiculturalism*, Cambridge: Polity Press.
- Favell, A. (1998) *Philosophies of Integration: Immigration and the Idea of Citizenship in France and Britain*, Macmillan.